

## 7. 会議の概要

- 事務局長(池田) 定刻になりましたので、ただいまから6月定例農業委員会を開催させていただきます。本日の会議ですが、松井 喜治推進委員は、所用のため欠席する旨の届出がありました。次に、事務局職員についてですが中川主任は1ヶ月病休をいただいております。ご迷惑をおかけしますがよろしく願いいたします。
- 事務局長(池田) それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。
- 松村会長 あいさつ
- 事務局長(池田) ありがとうございます。  
これからは会議規則第6条の規定により、会長が議長として議事進行をお願いします。
- 議長(会長) これより本日の会議に入ります。まず、事務局より6月分の経過報告を申し上げます。
- 事務局(黒瀬) それでは、6月分の経過報告をいたします。
- 議長(会長) 事務局からの報告はお聞きのとおりです。 なにかご意見、ご質問はありませんか。
- 議長(会長) 無いようですので、次に本日の議事録署名委員ですが、11番 前田 壽夫 委員、12番 平泉 節子 委員の両名をお願いします。
- 議長(会長) これより議事に入ります。  
日程第1 議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請意見についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。
- 事務局(帰山) (説明)
- 議長(会長) これについては、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。
- 牧野委員 17日に現地確認しました。事前着工もなく土地改良区でもない農地で住宅建設と言う事で問題ないと思います。
- 議長(会長) 以上のとおり説明はお聞きのとおりです。  
それでは、審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。
- 議長(会長) これより、議案第7号について採決いたします。  
  
議案第7号は、原案のとおり承認することに異議ありませんか。  
(異議なし)
- 議長(会長) 無いようですので、議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請意見については、原案のとおり許可相当との意見を付して承認することに決しました。  
  
続きまして、日程第2 議案第8号 現況証明願いについて を議題とします。事務局から説明をお願いします。
- 事務局(帰山) (説明)

- 議長（会長） このことについては、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。
- 山口委員 17日現地を確認しました所、書類の通り間違いありません。
- 牧野委員 現況証明と言う事で昭和47年に建てた家で、それに見合う住宅の状態だったので、問題ないと思います。
- 議長（会長） 以上説明はお聞きのとおりです。  
それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？
- 酒井委員 この件とは違う質問ですが…宅地を壊して農地に変更する事は可能ですか？
- 事務局長(池田) この件について先般、県で質問しました所、新規開田の扱いになりますとの事でした。作物を作れる状態になった場合でも、現状は変更不可能と言う事です。今後は少し時間を頂いて、またお返事させて頂きたいと思います。
- 議長（会長） これより、議案第8号について採決いたします。  
議案第8号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
- 議長（会長） ないようですので、議案第8号 現況証明願いについては原案のとおり承認することに決しました。
- 議長（会長） 次に、日程第3 議案第9号 農地法第52条第1項の規定による農地の賃借料情報の提供についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局（帰山） それでは議案第9号 農地法第52条第1項の規定による農地の賃借料情報の提供についてを説明いたします。「議案第9号 説明」広報7月号に掲載予定
- 議長（会長） 以上説明はお聞きのとおりです。  
それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？
- 酒井委員 賃借料が整備地区より未整備地区の方が高いのは、何故ですか？
- 事務局長(池田) 例えば、未整備地区はデータの数が少ない為と思われます。  
猪野瀬地区等は、ファーム設立の為高くなる傾向にあるようで、貸借事情により価格設定がされています。
- 議長（会長） これより、議案第9号について採決いたします。  
議案第9号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
- 議長（会長） ないようですので、議案第9号 農地法第52条第1項の規定による農地の賃借料情報の提供については原案のとおり承認することに決しました。
- 議長（会長） 次に、協議事項に入ります。  
(1) 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について事務局より報告願います。
- 事務局（池田） 協議事項の（1）は、先月の農業委員会で資料説明後、ご意見のある方は事務局までお知らせをいただきますようお願い申し上げます。この件「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案及び平成31年度の目標及びその達成に向けた活動

計画（案）について」について、特に事務局までご意見はいただいております。  
以上です。

議長（会長） 事務局より説明のとおり、特に意見はないとのこと。平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）については前回の農業委員会にて配布した原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

議長（会長） ないようですので平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）については原案のとおり承認することに決しました。

議長（会長） 協議事項の（2）は最後に回して、次に、報告事項に入ります。農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局より報告をお願いします。

事務局(帰山) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。  
「説明」

議長（会長） このことについて何かありませんか。

議長（会長） 次に、第18条第6項の規定による通知について事務局より報告をお願いします。

事務局(帰山) 農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。  
「説明」

議長（会長） このことについて何かありませんか。

議長（会長） 次に、農地の転用事実に関する照会の回答について事務局より報告をお願いします。

事務局(帰山) 農地の転用事実に関する照会の回答について報告いたします。  
「説明」

議長（会長） このことについて何かありませんか。

議長（会長） 次に、農地所有適格法人の報告について事務局より報告をお願いします。

事務局(帰山) 農地所有適格法人の報告について報告いたします。  
「説明」

議長（会長） このことについて何かありませんか。

議長（会長） ないようですので、その他に入ります。  
次回の7月定例農業委員会及び8月の定例農業委員会の開催について、事務局より説明をお願いします。

事務局(帰山) 次回は、7月25日（木）午後1時30分からを開催予定としております。又、8月につきましては25日が日曜日でございますので、8月26日（月）を予定しております。

議長（会長） 次に、協議事項の（2）農業経営に関する意識調査の結果及び今後の進め方について を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局(多田) 「説明」  
議長(会長) このあと分科会で今後の進め方など協議をお願いしたいと思いますが、ただいまの説明に対し何かありましたらお願いします。

委員 認定農業者をたくさん抱えている地区は9月、10月は大変だと思いますが？

事務局(多田) 委員さんのご意見を聞きながら、開催時期は検討したいと思います。

事務局長(池田) 地区ごとに開催しますが、市全体で10年先まで考えていく計画で、担い手の確保、新規就農・集落営農法人の広域化、鳥獣害対策、水路の確保等々多面的規模の策定と、人農地プランを合わせて進めていく計画ですからよろしくをお願いいたします。

議長(会長) それでは、分科会での協議をお願いします。分科会の進行は、私から指名させていただいてよろしいですか。

- ①北部エリア 境井推進委員 場所 第3会議室(この会場)
- ②中部エリア 高野推進委員 場所 第2会議室(この会場)
- ③南部エリア 鳥山推進委員 場所 第1会議室(移動)

議長(会長) 6月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理者が申し上げます。

中村職務代理 長時間の慎重審議ありがとうございました。次回の農業委員会・推進委員会も宜しくお願ひ致します

勝山市農業委員会会議規則第18条の規定により、会議の顛末を称するためにこれに署名する。

議長 松村 勘兵衛

11番 前田 壽夫

12番 平泉 節子